

京都市告示第104号

道路法第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成24年6月12日

京都市長 門川大作

整理番号	路線名	起終	点 点	重要な 経過地
1	久世139号線	南区久世大藪町197番地の3地先 同町204番地の1地先		
2	大枝緯144号線	西京区大枝沓掛町9番地の232地先 同町9番地の4地先		

(建設局土木管理部道路明示課)